川崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を 改正する規則の制定について 川崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則(案) 川崎市教育委員会事務局事務分掌規則(昭和46年川崎市教育委員会規則第 19号)の一部を次のように改正する。

第4条の表健康給食推進室の部に次の1号を加える。

(7) 学校給食センターに関すること。

附則

この規則は、平成29年8月29日から施行する。

## 制定理由

学校給食センターの新設に伴い、健康給食推進室の事務分掌に学校給食センターに関することを加えるため、この規則を制定するものである。

## 川崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改正後	改正前
○川崎市教育委員会事務局事務分掌規則	○川崎市教育委員会事務局事務分掌規則
昭和46年10月14日教委規則第19号	昭和46年10月14日教委規則第19号
(第1条~第3条 略)	(第1条~第3条 略)
(事務分掌)	(事務分掌)
第4条 事務局の事務分掌は、次のとおりとする。	第4条 事務局の事務分掌は、次のとおりとする。
(略)	(略)
<ul> <li>健康給食推進室</li> <li>(1) 給食指導に係る調査及び企画立案に関すること。</li> <li>(2) 学校給食に関すること。</li> <li>(3) 公益財団法人川崎市学校給食会に関すること。</li> <li>(4) 中学校給食の実施に係る調査、計画及び整備に関すること。</li> <li>(5) 中学校給食推進会議に関すること。</li> <li>(6) 中学校給食を活用した食育の推進に関すること。</li> <li>(7) 学校給食センターに関すること。</li> <li>(以下 略)</li> </ul>	健康給食推進室 (1) 給食指導に係る調査及び企画立案に関すること。 (2) 学校給食に関すること。 (3) 公益財団法人川崎市学校給食会に関すること。 (4) 中学校給食の実施に係る調査、計画及び整備に関すること。 (5) 中学校給食推進会議に関すること。 (6) 中学校給食を活用した食育の推進に関すること。 (以下 略)